

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(記入例：承認申請書)

※ 納期の特例を一度申請されると、辞退・取消等がない限り次年度以降も継続して承認しますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。

久留米市長様 令和6年5月24日 提出	申 請 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒830-8520 久留米市城南町15-3					特別徴収義務者 指 定 番 号	987654321							
		氏 名	(株)久留米商事					この申請書に 応答される方	氏名	経 理 太 郎						
		法人番号	1	2	3	4	5		6	7	8	9	0	1	2	3

承認申請書

特例の適用を受けようとする税額	令和6年6月以降の支給に係る給与所得・退職所得に対する税額 ※申請の日の属する月分以降の適用となるため、申請日前の月分は特例の対象外となります。					
申請の日前6ヵ月間の各月末における給与の支払を受ける者の人数および支払金額。 (外)は、臨時勤務者等	5年12月	(外 1人)	(外200,000円)	6年3月	(外)人	(外)円
		3人	1,000,000円		3人	1,000,000円
	6年1月	(外 1人)	(外200,000円)	6年4月	(外)人	(外)円
		3人	1,000,000円		3人	1,000,000円
	6年2月	(外)人	(外)円	6年5月	(外)人	(外)円
		3人	1,000,000円		3人	1,000,000円
現に市税の滞納がある場合、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合、それがやむを得ない理由であるときはその理由			※市 処 理 欄	収 納		
				未 ・ 完		
				処 理 区 分		
				承 認 ・ 棄 却		
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合、その年月日	年 月 日					

辞退届出書

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により 年 月分から辞退します。
 なお特別徴収税額は前月までのものを含めて翌月10日までに納入します。
 (理由)

※ 申請に関する注意事項は裏面に記載しております。